

民間規格の改定について

日電規委 2020 第 0035 号
令和 3 年 1 月 18 日
日本電気技術規格委員会

日本電気技術規格委員会では、民間規格の改定について、令和 3 年 1 月の委員会で評価しましたことをお知らせいたします。
ご意見のある方は、理由を付して文書でご提出ください。

1. 件名

- (1) 経済産業省からの要請による「配電規程」の一部改定について
（「建築物における電気設備の浸水対策ガイドライン」に係るもの）
- (2) 「系統連系規程」の改定について

・太陽光・風力の出力制御量低減のための火力・バイオマスの最低出力に関する規定の改定

3. 規格の発行予定

令和 3 年 2 月以降

2. 案件の趣旨、目的、内容等について

- (1) 経済産業省からの要請による「配電規程」の一部改定について（「建築物における電気設備の浸水対策ガイドライン」に係るもの）
 - a. 要請した委員会
配電専門部会（事務局：一般社団法人日本電気協会）
 - b. 趣旨、目的、内容等
「配電規程（低圧及び高圧）」（JESC E0004）は、配電設備の設計、工事、検査及び保守の業務に従事する人が保安上守るべき技術的事項を定めた民間規格です。今回、経済産業省産業保安グループ電力安全課より依頼があった「建築物における電気設備の浸水対策ガイドライン」を踏まえた配電規程での整理について」の要請に伴い「配電規程（低圧及び高圧）」の一部改定が行われるものです。
- (2) 「系統連系規程」の改定について
 - a. 要請した委員会
系統連系専門部会（事務局：一般社団法人日本電気協会）
 - b. 趣旨、目的、内容等
「系統連系規程」（JESC E0019）は、分散型電源の系統連系関係の業務に従事する人が系統連系に関する協議を円滑に進められるよう、「電気設備の技術基準の解釈」及び「電力品質確保に係る系統連系技術要件ガイドライン」の内容をより具体的に定めた民間規格です。
今回、「系統連系規程」の以下の内容について改定が行われるものです。
 - ・電力品質確保に係る系統連系技術要件ガイドラインの改正に伴う系統連系規程の改定
 - ・レジリエンス向上のため発電設備の UFR 整定値に関する要件の規定の改定
 - ・単独運転検出機能（能動的方式）の整定等に関する規定の追加の改定

4. 問い合わせ先・意見提出先

以下に示す問い合わせ先で、関連資料の閲覧が可能です。また、郵送や電子メールによる資料の送付も行っていますので、その際はお問い合わせください。ただし、郵送をご希望の場合、コピー代及び郵送料については実費のご負担をお願いいたします。

（問い合わせ先・意見提出先）

日本電気技術規格委員会 事務局
（一般社団法人日本電気協会 電気規格室）
住 所：〒100-0006 東京都千代田区有楽町 1-7-1
有楽町電気ビル北館 4 階
電 話：03-6629-9197
F A X：03-3216-3997
電子メール：委員会の HP (<https://www.jesc.gr.jp>) の「お問い合わせ」フォームからお願いいたします。

5. 意見提出期間

受付開始日：令和 3 年 1 月 18 日（月）
受付終了日：令和 3 年 2 月 16 日（火）

6. 注意事項

ご意見は、氏名・連絡先（住所、電話番号、ファックス番号又は電子メールアドレス）を明記の上、書面又は電子メールにてご提出ください。また、いただきましたご意見等につきましては、連絡先を除き、ご意見の要約又は全てが公開される可能性があることをご了承ください。

備考：日本電気技術規格委員会は、電気事業法の審査基準に引用されるような民間規格・基準等を審議、承認する公正・中立な民間規格評価機関として、平成 9 年に設立された委員会で、上記案件は、委員会の規約に基づいて公表するものです。